

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
越前市	菟脇町	令和2年2月	令和3年8月

集落座談会：令和2年2月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.4 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.7 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.6 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.6 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 h a
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.1 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

- ・農地21.4ヘクタールの過半数を占める11haが傾斜1/20以上の急傾斜農地である。
- ・農業基盤はほぼ全域で1次整備を終えているが、造成後約50年を経過しており、施設の老朽化が著しい。
- ・急傾斜農地では高齢化とも相まって個人農家での営農は困難な状況。
- ・猪等の用水路への土砂閉塞が頻繁に発生し、用水管理に支障をきたしている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

担い手が継続して耕作をしてくれるように急傾斜農地は菟脇町農業推進組合(中山間直払)、用水路等の共同施設は時水の里を守る会(多面)による共同活動を活用して集落全体で農地保全に取り組む。

関係機関（県・市・JA・鞍谷土地改良区）の協力を得ながら、管理省力化及びスマート農業化に対応した基盤整備の実現を目指す。

急傾斜農地の永続的かつ円滑な維持管理には、地区内の農地の集積化による農家の団結・協業化と大型機械の導入等による農業経営の低コスト化が不可欠なことから集落営農に取り組む農事組合法人を設立する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
法	法人A	水稻	7.9 ha	水稻、麦	7.9 ha		
認農	個人A	水稻	1.5 ha	水稻	1.5 ha		
法	法人B	そば	1.5 ha	麦、そば	4.5 ha		R3.3.19設立
計	3人		10.9 ha		13.9 ha		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針 (任意記載事項)

急傾斜農地は集落営農法人である法人Bによる営農により、蓑脇町農業推進組合(中山間)、時水の里を守る会(多面)と協力して、集落全体で休耕地の営農活動を再開する。

農地中間管理機構の活用方針

- ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を中間管理機構に貸し付けていく。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

県営経営体育成整備事業(ほ場)実施へ向けた、地域営農の将来ビジョン形成及び実現化へ向けた地元調整を進めていく。